



芳香を放つラベンダー（都筑区東山田町）

- 地の声 ●連合会研修会報告 ●農地の賃借料情報 ●賛助会員費
- 事務処理状況 ●農業委員から担当地区紹介 ●横浜市からのお知らせ ●農を考える

地の声

4月、消費税8パーセントが始まる。営農生活にも厳しさが増すため、土地利用について様々な知識と工夫が求められてくる。

しかし、農地を転用（農地以外として利用）するには手続きが必要であり、手続きをこらせずに転用すると、農地法等の法令違反となり、場合によっては罰則が科される。特に、農振農用地区域（農業の振興を図るべきと定められ、原則として転用できない農地）の利用については注意が必要だ。

違反の背景には、不安定な農業収入、高齢化に伴う労働力不足、単なる法令知識の不足、業者の勧誘など、様々な事情があるが、違反地の復元には、当事者・関係者とも大変な労力がかかる。当初の思惑とは異なる状況となり、裁判係争や改善費用に何百万円もの経費を費やした事例も多い。先代の違反転用、仮登記付の違反転用地、係争中農地、相続放棄農地等、是正に不安を感じたら、早期に関係機関に相談してほしい。

違反が続く限り、指導はいつまでも続く。関係者がお互いに向き合い、是正に向けた検討と努力を重ね、ルールを守る真面目な営農者との不平等を無くしていかなければならない。

連合会研修会を実施しました

平成26年1月28日、農業委員会連合会は、横浜市農地改良協会及び神奈川県農業会議との共催で、研修会を実施しました。講師に、農業マーケティング研究所所長山本和子氏をお招きし、「横浜というブランドを生かした農産物の販売戦略」についてご講演いただきました。

海外の富裕層は、高値でも日本からの輸入農産物を購入するというお話をうかがい、アジア諸国の中でも日本の農産物は安全で品質も良いなど高い評価を得ていることを再認識しました。

また、横浜市民はエコ、グリーン、環境などへの関心が高く、地産地消のニーズが高いこと。そして国内においても「横浜」の知名度は高く、よいイメージがあるとうかがいました。

直売所において安売りをせずに農産物の売上げを伸ばすために、端境期の栽培に取り組むことや、値札などに鮮度をアピールする文言を追加する、「横浜産」であることを忘れずに記載するなどのアドバイスがありました。

終始力強く明るい語り口調で、時折笑い声も沸く楽しく、ためになる研修会となりました。



農地法第52条に基づく 農地の賃借料情報

農地の貸し借りの際ご活用ください。
10aあたりの賃借料・(円)

中央農業委員会管内		
	田	畑
平均額	13,100	19,300
最高額	19,900	32,700
最低額	7,500	6,300
南西部農業委員会管内		
	田	畑
平均額	10,300	19,200
最高額	11,900	31,000
最低額	6,700	7,000

平成25年中に利用権設定を行った賃借をもとに算出・100円未満は四捨五入

賛助会員費へのご協力、 ありがとうございました



毎年お願いしております神奈川県農業会議の賛助会員費につきましては、今年も多くの皆様にご協力いただき、ありがとうございました。

このよこはま農委だよりは賛助会員費により作られています。また、神奈川県農業会議の農政対策活動に充てられるとともに、横浜市農業委員会の事業にも活用されています。

今後とも皆様のご協力をよろしく申し上げます。

中央農業委員会管内 1,821,400円
南西部農業委員会管内 1,194,600円

事務処理状況 中央農業委員会

	耕作目的の 売買・賃借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	相続税納税 猶予・適格者 証明 (入口)	相続税納税 猶予・利用状況 確認 (20年明け)
第29回農地部会 12月25日	3件 1,366㎡	7件 5,595㎡	72件 31,771㎡	5件 6,694㎡	2件 9,227㎡
第30回農地部会 1月24日	6件 5,984㎡	4件 3,504㎡	56件 23,990㎡	1件 495㎡	3件 8,371㎡
第31回農地部会 2月26日	1件 596㎡	8件 5,051㎡	57件 33,478㎡	2件 11,790㎡	11件 60,654㎡

事務処理状況 南西部農業委員会

	耕作目的の 売買・賃借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	相続税納税 猶予・適格者 証明 (入口)	相続税納税 猶予・利用状況 確認 (20年明け)
第30回総会 12月20日	2件 5,848㎡	4件 2,218㎡	51件 17,941㎡	4件 2,677㎡	2件 9,684㎡
第31回総会 1月24日	4件 8,025㎡	3件 986㎡	45件 16,850㎡	0件 0㎡	1件 1,861㎡
第32回総会 2月25日	1件 5,207㎡	11件 4,962㎡	53件 18,829㎡	2件 4,900㎡	0件 0㎡

*受付件数並びに面積 *小数点以下切捨て



担当地区紹介

第10回



㊦ 神奈川地区 (中央農業委員会)

神奈川地区の農業は、新横浜と西谷を通る J R 東海道貨物線羽沢駅の西側の丘陵地に広がる約60haの菅田羽沢農業専用地区を中心に営まれています。ここでは50年から、キャベツと植木が盛んに生産されてきました。そして、キャベツは今でも市内の作付け面積の半分を占めており、市内産キャベツの一大産地を形成しています。

以前は農業専用地区の周辺地域にも農地は大きく広がっていましたが、昭和40年代に都市計画法による線引きが行われ、市街化区域に分断され、農地の使い勝手が制限されました。農地の宅地並み課税の流れの中で、相続発生や経営不振等の理由による農地の転用が相次ぎ、現在では神奈川地区の農地面積は大きく減少しています。市場出荷の経営状況も芳しくありません。

農地の活用と経営といった大きな課題について、これからの横浜の都市農業のあり方について、活気のある農業、次世代に繋がる農業経営を考えながら、農業委員としての地域の皆様のお役に立てるように努めて参ります。



かねこ しょうじ
金子 諒司

ひらもと まさあき
平本 雅章

おがわ ひろみ
小川 裕三

㊧ 磯子地区 (南西部農業委員会)

磯子地区は、工場と住宅地が地区内の大半を占めています。現在残っている農地は上中里町と氷取沢町にあるものがほとんどで、氷取沢町には氷取沢農業専用地区というまとまった農地が存在しています。施設野菜もありますが、昔から露地野菜を作っている農家がほとんどです。特区農園(市民農園)を開設している農家もあり、市街地に近い港南区や金沢区などから通っているお客さまもいます。

氷取沢農専内の道路は氷取沢市民の森へと続く道にもなっており、以前と比べてごみのポイ捨ては減ってきましたが、近年はペットの散歩でのマナーや、市民の森へ向かう人の車の駐車に困っています。氷取沢農専の入口は道が狭く、入口付近に車を止められ農専に入れなくなってしまったこともありました。

農家の高齢化も進んでおり、後継者のいない家が多く厳しい状況ではありますが、今ある農地を未来へ残せるよう努力を続けて参りたいと思います。



おかもと はじめ
岡本 一



㊨ 金沢地区 (南西部農業委員会)

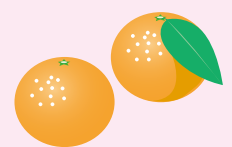
金沢地区は横浜市の南東部に位置し釜利谷や富岡などの市街地に農地が点在しているのと、柴農業専用地区でまとまった農地があります。柴農専の農家は半農半漁が多く早朝に海へ出てその後、農作業を行っています。そのため柴農専では漁に出ない時期に収穫できるミカン等の柑橘類を多く生産しています。柴農専には大規模市民農園である柴シーサイドファームがあり、多くの方が利用されています。農家のほとんどは野菜・果樹の直売を行っており、主に農園利用者が購入しています。農園利用者から口コミで評判が広がり、宅配を行っている農家もあります。柴農専は市民農園により、一般市民と農家との交流に良いサイクルができていくのが特徴です。

カラスなどの鳥獣被害が多く、柴農専では土地改良の時にほとんどの畑を防鳥ネットで囲み、独特の景観を生み出しています。

現在、金沢地区には米軍施設があり、国の意向は返還へ向けて活動を行っています。返還された際には、市民農園を広げもっと多くの方に農業を楽しんでもらい、農家と市民とのつながりが広がることを願っています。



こやま まついち
小山 松一



農地の貸し借りを推進しています ～農地貸付促進事業～

所有農地を長期間貸し付けてくださる方へ、平成30年度まで奨励金が交付されます。
※各年度の予算議決を前提とします。

- 交付対象 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定による農地の貸し借りを新たに6年以上行った場合の農地の貸し手（農地所有者）
- 奨励金 1㎡あたり33円（合計額で千円未満は切り捨てとなります。）
- 問合せ 【北部農政事務所】 ☎ 045-948-2478 / 【南部農政事務所】 ☎ 045-866-8491

「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成26-30年度）策定！

平成21年度から進めてきた現計画に続き、「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成26-30年度）を策定しました。以下の3つを取組の柱として、市民・団体・行政が一緒に取り組んでいく計画です。



市民とともに
次世代につなぐ
森を育む



市民が身近に
農を感じる
場をつくる



市民が
実感できる
緑をつくる

この計画の重要な財源として、21年度から市民の皆様にご負担いただいている「横浜みどり税」について、26年度から30年度まで引き続きご負担をお願いします。

●問合せ

- 横浜みどりアップ計画に関すること 【環境創造局政策課】 ☎ 045-671-4214 FAX 045-641-3490
- 横浜みどり税に関すること 【財政局税制課】 ☎ 045-671-2252 FAX 045-663-3822

農を考える

「農産物へのこだわりが、あしたの農業への鍵」



昨年の12月5日、農地中間管理機構に関する2法案が可決・成立しました。この法律は、農業の最大の課題が生産性の向上であるとの考えの下に、国の主導により主たる担い手が農地を面的にまとまった形で耕作できる状況の実現を目指しています。担い手への農地集積が進めば、スケールメリットにより生産コストが削減され、競争力の強化が期待できるとの考えです。

同じ時期に「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されました。和食の素晴らしさが、世界中で認められ広がるのに伴って、日本産農産物の安全性や品質の高さが認められつつあります。

また、日本語には、食感を表現する言葉が外国語に比べてとても多いという特徴があり、日本人が味や食感に対して、繊細でこだわりを持っていることが反映されています。

この要求に対応するために生産現場では、植物の生育を詳細に観察しながら肥料・農薬・水やり等を調整し、生育状況をコントロールする手間と高い技術力が必然的に養われてきました。こだわりのある高品質農産物の生産は、スケールメリットと相反する面がありますが、横浜には生産現場の近くに約370万人が住んでいます。作り手が、農産物に対するこだわりや栽培上の工夫を今以上に消費者に発信し、誇りを持って都市農業を展開していきましょう。